

判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース⑦ 特別養護老人ホームでの転倒による骨折事故で入院となり、その後肺炎で亡くなった、視覚障害のある女性（88歳）

ケース

視覚障害（ほぼ全盲の状態）のあるアルツハイマー型認知症のNさん（88歳、女性）は自力歩行可能で、介護職員との意思疎通ができます。介護職員が、居室で朝食を取らせるため訪室し、食事を持ってくるまで座って待つように伝えて、食事の準備をするために短時間、部屋を離れました。

その後、居室から20～30メートル離れた地点の窓側の壁にもたれて座っているNさんを発見。1人で居室を離れて移動中に転倒したらしく、Nさんは痛みを訴えたため、検査をしたところ骨折が判明し、入院しましたが、後に肺炎により死亡しました。

施設側の主張

Nさんは高齢でほぼ全盲ながら自力歩行が可能であり、徘徊の性癖があった。しかしながら、Nさんは、介護者との意思疎通も可能であり、前日までの食事の際には、介護職員の指示に従わないで居室を離れたことはなく、本件事故当日の朝食の際にも、職員の指示に従わないような様子は窺えなかったのであるから、Nさんが上記指示に従わずに居室を離れ、本件事故が発生する具体的なおそれがあったということはできないのであって、施設職員が本件事故の発生を予見することができない。

ワーク

裁判所はどのような判断をしたでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

ポイント：Nさんは介護者との意思疎通は可能です。
施設側は前日までの食事の際には、介護職員の指示に従わないで居室を離れたことはないと言っています。何を根拠に断言できたのかも考えてみましょう。

判決

請求額2000万円に対して請求棄却、
施設側の勝訴、遺族側の敗訴となった。

判決の理由

本件事故は、Nさんが職員の指示に従わずに部屋を出て、自力で食堂まで歩いて行き、そこで転倒したものと推認することができる。確かにNさんは高齢でほぼ全盲ながら自力歩行が可能であり、徘徊癖があったものである。しかしながら、Nさんは、介護者との意思疎通は可能であり、前日までの食事の際には、介護職員の指示に従わないで居室を離れたことはなく、本件事故当日の朝食の際にも、職員の指示に従わないような様子は窺えなかったのであるから、Nさんが上記指示に従わずに居室を離れ、本件事故が発生する具体的なおそれがあったということはできないのであって、施設職員が本件事故の発生を予見することが可能であったということはできない。

ワーク

高裁で施設側の勝訴という稀なケースです。

裁判所が施設側を勝訴にした理由は、普段からNさんが職員の指示に従っていたという事実認定です。この事実認定はそれまで蓄積された介護日誌をはじめとする記録から行われています。つまり、普段からの正確かつ詳細な記録が重要で、介護記録は、適切に業務を果たしている事を残す証拠（法的証拠）となります。

介護記録にはどのような利点がありますか。

グループで話し合ってみましょう。

介護記録の利点（例）

1. 利用者を理解し、継続性のある関わりを行い、ケアの質を高め
ていくことができる。
2. 職員同士で情報を共有し、よりよい介護サービスを提供する
情報源となる。
3. 事実を記録しておくことで、介護の証明と責任の所在の確認が
できる。
4. ケースカンファレンスなどの方針を立てる場へ具体的な材料
を提供できる。
5. 利用者の尊厳を守り、家族などへの情報開示に備えることが
できる。

解 説

介護記録は日常業務のあらゆる場面で役に立ちます。適切に記録されることで、利用者を守るだけでなく、皆様を守ることにもなるのです。特に大切なことは、5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）です。

記録をした本人だけではなく、それを見た同僚、利用者の家族、場合によっては裁判の場においても、どのような介護が行われていたのかが客観的に理解できる内容になっているか、みなさんの日常業務を振り返ってみましょう。

参考文献

- 1) 福岡高等裁判所判決／平成18年（ネ）第626号 平成19年1月25日
最高裁ホームページ（<http://courtdomino2.courts.go.jp>）

教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。